

教員免許状各種申請の戸籍関係書類について

教員免許状各種申請の際、以下のいずれかに該当する場合、本人確認のため異動の変遷が確認できる戸籍抄本等が必要です。

1. 添付書類に記載されている氏名または本籍地（もしくは両方）が、現在のものと異なる。
2. 添付書類の中に、氏名または本籍地（もしくは両方）の異なる書類がある。

添付書類に記載されている氏名・本籍地が、現在の氏名・本籍地と同じである。

Yes

戸籍関係の書類は不要

No

添付書類に記載されている氏名・本籍地から現在の氏名・本籍地へ

1度だけ異動がある。

（氏名のみの変動または本籍地のみの変動においても同様）

Yes

現在の氏名・本籍地と1つ前の氏名・本籍地の両方が確認できる書類が必要です。

※役所により、証明書類が異なる場合があります。戸籍担当に御相談ください。

【例1】

戸籍抄本
（従前戸籍あり）

現在の戸籍と従前戸籍で添付書類に記載の氏名・本籍地が確認できます。

【例2】

戸籍抄本
（従前戸籍なし）

改製原戸籍抄本

戸籍抄本に従前戸籍がないため、改製原戸籍にて添付書類に記載の氏名・本籍地を確認します。

No

添付書類に記載されている氏名・本籍地から現在の氏名・本籍地へ

2回以上異動がある。

（氏名のみの変動または本籍地のみの変動においても同様）

添付書類に記載の氏名・本籍地から現在の氏名・本籍地まで全ての異動を確認できる書類が必要です。役所により、証明書類が異なる場合があります。戸籍担当に御相談ください。

※現在の本籍のある役所だけでなく、以前の本籍があった役所からも書類を取り寄せなければなりません。

【例3】

免許状授与後に引っ越しにより転籍し、その後婚姻した場合。

戸籍抄本
（従前戸籍があるが免許状と異なる）

+

婚姻前の戸籍抄本又は改製原戸籍抄本

【例4】

免許状授与後に婚姻し転籍した場合で、現在の役所の戸籍抄本に従前戸籍がない場合。

戸籍抄本
（従前戸籍なし）

+

以前の本籍地で除籍抄本（従前戸籍あり）